



# メルボルン日本人学校

## デジタル技術に関する方針

本ポリシーに関するご質問は学校事務(03-9528-1978)までお問い合わせください。

### 目的

全児童生徒および全学校関係者に下記についての理解を促す事を目的とする。

- (a) 児童生徒の学校でのデジタル技術を活かした学習と発展を支え強化するとともに、児童生徒にデジタルリテラシー向上の機会を提供することの約束
- (b) 児童生徒がインターネット、ソーシャルメディア、デジタル端末(パソコン、ノートパソコン、タブレットなど)を含むデジタル技術を使用する際に求められる行動
- (c) 安全で責任感と判断力のあるデジタル技術使用法を促進し、またインターネットやデジタル技術を使用する上で直面しかねない、健康を脅かす脅威や危険に対する適切な対処方法を教育することの約束
- (d) デジタル技術およびインターネットに関わる児童生徒の不適切な行動への対応についての本校の方針と手順

### 適用範囲

本方針はメルボルン日本人学校(JSM)の全児童生徒に適用される。

### 定義

本方針において定める「デジタル技術」の定義は、文字や画像、音源、動画などの情報へのアクセス、受信、閲覧、保存、共有、複製、送信を可能にする全てのネットワーク、システム、ソフトウェア、電子端末などのハードウェア、アプリケーションなどである。

### 方針

#### 学校におけるデジタル技術の展望

本校は、インターネット、アプリ、パソコン、タブレットなどのデジタル技術は、児童生徒の学習と発展を多くの形で支持すると捉えている。増加するデジタル技術の利用を通して、やり取りができたり、他者と共に作業ができたり、個人仕様にできたり、参加意欲を掻き立てる学習形態が可能となり、児童生徒は多くの恩恵を受ける。また、デジタル技術を通して児童生徒は上質なコンテンツや資料、ツールなどの使用や作成が可能となる上、児童生徒特有のニーズや興味に合わせ個人化した学習を実現する。

学校におけるデジタル技術の利用を通して価値のあるスキルや知識を育成する事は、児童生徒がグローバルで相互関連性のある世界で活躍する準備につながる。本校の展望は、児童生徒がデジタル技術を利用することにより個々のベストに到達し、のちに健康で幸福な若者として積極的に社会に貢献できるよう備えることである。

## 安全で適切なデジタル技術の利用

デジタル技術は、適切に利用されないとユーザーの安全や健康に危害を及ぼす可能性がある。JSMでは、児童生徒にデジタル技術利用における安全、責任感、判断力について教育し、デジタル時代を生き抜くためのスキルと知識を教授することを約束する。

JSMでは下記を実施する。

- 児童生徒の学習をサポートするオンラインのサイトやデジタルツールを使用。デジタル技術の利用は学習を中心とする。
- 教室では、対象となる教育や技術向上の目的に限りデジタル技術を利用するよう制限
- 教室内でデジタル技術の利用がある際、児童生徒を監督、支援
- 児童生徒の健康に悪影響を及ぼす可能性のある問題や事象に対し、効果的に責任を持って対応
- 児童生徒にデジタル技術利用における安全、責任、判断力について教育をするプログラムを提供
- オンライン上のプライバシー、知的財産権、著作権などのデジタル上の問題点や、自身のプライバシーをオンライン上で守ることの重要性を児童生徒に教育
- オンラインツールやコミュニティの安全性や適切性の評価や、早い段階での不快なコンテンツの削除など、オンライン上で作業をする児童生徒を保護する明確な手順を使用
- インターネットやデジタル技術を使用する上で直面しかねない健康への脅威や危険に対する適切な対処方法の教育
- フィルターをかけたインターネットサービスを提供し、不適切なコンテンツへのアクセスをブロック
- オンライン上の違法の疑いのある行為については法的権力のある機関に通報し調査を依頼

全児童生徒は自身のパスワードを保護し、他に開示することなく管理する責任を有する。児童生徒や職員のアカウントが他者により使用された、またはその恐れがあると思われる場合には、ただちに担任教師に通知すること。学校のネットワーク上で作成、送信、受信されたメッセージはすべて学校の所有となる。学校は、必要に応じてまた適切な理由で、学校のコンピュータシステム内のメッセージやファイルにアクセス、監視する権利を有する。文字や画像などのやり取りは、送信者の同意なく法的権力や第三者への開示が求められる場合がある。

## 児童生徒に求められる行動

児童生徒は、デジタル技術使用時には本校の子どもの安全および福祉に関する方針、いじめ防止に関する方針に沿った行動が求められる。

児童生徒が学校関係者の行動規範に違反した行動(ネットいじめ、デジタル技術を使った嫌がらせ、脅し、威嚇、または不適切であったり違法なコンテンツの閲覧、掲載、共有など)をした場合には、JSMは本校方針に沿った段階的対応を取る。

児童生徒による本方針の違反に対する罰則は数多くあり、違反行為の重大性と状況により決まる。罰則の例は以下の通りである。

- ネットワークへのアクセス権の喪失
- TeamsやEメール、チャット機能へのアクセス権の喪失
- インターネットへのアクセス権を喪失
- 印刷権限の喪失
- その他[子どもの安全および福祉に関する方針](#)および[いじめ防止に関する方針](#)に定められた罰則

## 承認

作成日	2024年11月
審議	教職員、学校運営理事会
承認者	学校運営理事会
承認日	2024年11月
再評価予定日	2026年11月

本方針は英語で作成され、日本語版はあくまで参考として翻訳されています。英文版が正本である為、これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合は英文版が優先されます。